

第三十一次 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和三十四年三月二十六日(木曜日)午後二時十三分開会

委員の異動

三月二十四日委員土田国太郎君及び小笠原二三男君辞任につき、その補欠として柳原亨君及び安部キミ子君を議長において指名した。

三月二十五日委員柳木亨弘君、菅米地英俊君、笹森順造君及び柳原亨君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君、林田正治君、井上知治君及び土田国太郎君を議長において指名した。

本日委員岡崎眞一君、林田正治君、井上知治君及び前田久吉君辞任につき、その補欠として小山邦太郎君、江藤智君、下條康麿君及び杉山昌作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員

- 委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君
江藤 智君
小山邦太郎君
追水 久常君
塩見 俊二君
下條 康麿君
西川甚五郎君
宮澤 喜一君

政府委員

- 大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

- 大蔵省主税 木村 秀弘君
局税関部長
大蔵省主税局長 塩崎 潤君
税制第一課長
大蔵省主税局長 吉園 二郎君
税制第二課長

本日の會議に付した案件

- 理事の補欠互選
○關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

- 所得稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○揮發油稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○地方道路稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

- 物品稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○入場稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員會を開きます。

委員の異動について御報告いたします。本日付をもちまして委員前田久吉君、林田正治君、岡崎眞一君、井上知治君が辞任されました。その補欠として杉山昌作君、江藤智君、小山邦太郎君、下條康麿君が委員に選任されました。

○委員長(加藤正人君) なお、土田国太郎君が、三月二十四日をもって委員を辞任されましたが、三月二十五日付をもって大蔵委員に選任されましたので、委員長は、先例に従い、成規の手續を省略し、あらためて理事に土田国太郎君を指名いたします。

○委員長(加藤正人君) 關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案、所得稅法の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案、揮發油稅法の一部を改正する法律案、地方道路稅法の一部を改正する法律案、物品稅法の一部を改正する法律案、入場稅法の一部を改正する法律案、以上八件を一括議題といたし、補足説明を聴取いたします。

○説明員(木村秀弘君) 關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の要点だけを御説明申し上げます。現在、關稅定率法の付則にござい

度一ぱいの時限立法になっておりますので、これをもう一年延ばしたいというものが原則でございまして、そのおもなものは、重要機械類、学童給食用の脱脂粉乳、原子力関係物品とか、あるいは別表の甲号に掲げてございまして物品でございまして。

なお、従来と若干異なりますのは、電子計算機を来年度一ぱい免税いたしたいという点と、石油化学工業用の触媒、これは現在二割の税率ということになっておりますのを、免税品目に加いたすという点と、それから合成なめし剤、これは現在一〇%の税率でございしますが、これを暫定的に半減をいたしたい。さらに、ビグメント・レジ

ン・カラー用のエキステンダー、これは國産保護の見地から、現在の七・五%を一〇%に引き上げたい、それから最後に、カーボンブラックにつきましても、同じく國産保護の見地から、現在の一〇%を二〇%に引き上げたい。以上がこの法律案の大体の内容でございまして。

○委員長(加藤正人君) 順次、補足説明を聞くことにいたします。次は、租稅特別措置法の一部を改正する法律案。

の利率につきまして、預入あるいは発行後三年間の支払い利率につきまして非課稅措置がとられておりましたが、今回この措置をやめまして、短期融資並みに源泉一〇%の分離課稅の措置を二カ年やろう、こういう点が変った点でございまして。なお、貯蓄控除制度につきましては、私ども、今度の提案におきましては期限の延長を行わない、

こういうようにいたしております。さらにまた、預貯金に対しまして特別措置とのバランス上、配当所得につきましては、現行におきまして一〇%の輕減課稅でございしますが、なお源泉徴收税率の一〇%を二カ年継続しよう、こういうものでございまして。さらにまた、昨年、投資信託の収益関係につきまして、配当所得に準じた取扱いをするこ

とに改正いたしたわけでございまして、その際に、一本税率にいたしまして、六%の輕減税率を適用することといたしておりますが、一年の期限がこの際やっておりますので、今回の改正におきましては、これを預貯金配当並みとバランスをとりまして、一〇%の輕減税率に、二年間の輕減税率を適用しよう、こういう改正でございまして。

さらにまた、増資登録稅の輕減について規定を設けております。今年度におきましては、増資の年といわれておりますが、この法人の増資費用の輕減に資するため、三十四年一月一日に存する法人が、四月一日から三十六年三月三十一日までに増資を行なった場合に、本則の千分の七の増資登録稅を千

分の五、つまり千分の二だけ軽減して、法人の増資の負担の軽減にしよ

う、こういうものでございます。

次は、輸出振興措置でございますが、輸出所得控除の適用期限が本年の十二月三十一日に切れるわけでござい

ますが、これを他の措置とバランスを合せまして、輸出所得の重要性にかん

がみまして、なお三十六年三月三十一日まで延長しよう、こういう改正でござ

ます以上、できるだけこの制度を合理的なものにしたいというふうな考

え方をもちまして、現行の基準は実績

基準と取引基準と二つございまして、実績基準につきましては、昭和二十八

年の六割と、こういうふうになってお

ります。昭和二十八年度の基準をとる

こと自体いさか古きに過ぎる感じが

ございまして、昭和三十一年十二月

三十一日までに終了した事業年度内

に支出いたしましたところの交際費の

す。価格変動準備金の目的は、好況の

ときには積み立てて、不況時にはそれ

を取り戻すというふうなことを安定

させると同時に、財政収入も安定させ

るといふのがねらいだといふふうな考

えますので、今申し上げましたような

趣旨がこの価格変動準備金の性格の趣

旨に最も合うものではないかと、かよ

うに考える次第でございます。

度で設けました時代と違ひまして、日

本の経済も相当進歩して参りましたの

で、この機会にこれを制限する、ある

いは廃止する措置を講じて、ロイヤル

ティについては現行の軽減税率による

源泉徴収の適用を受ける範囲を縮小す

るとともに、外貨により取得した公社

債の利子等につきましては、所得税課

税の特例を廃止するわけであります。

ておりますが、この特例をやはり二年

間、三十六年三月三十一日まで延長し

よう、こういうものでございます。

最後に、租税特別措置の改正点の大

きな二つございまして、土地

収用等の場合の課税の特例の規定が改

正されております。現行の租税特別措

置法におきましてもこういう改正規定

と同趣旨の規定が入っておりますが、

半分、従いまして、普通の譲渡所得は収入金額から十五万円引きまして半分でございまして、今回の改正は、収入金額を半分にいたしまして、それから十五万円引きまして、またこれを半分にする、いわば四分の一となる、こういう軽減方式にいたしましたわけでございます。

法人も同様に、今申し上げましたように、取用等によりまして金を取得する。その際に代替資産を取得いたしましたらば、もとの帳簿価額でとられる。従いまして、減価償却をもとの帳簿価額によって行われる。一方、代替資産を取得しないような場合におきましては、半分だけの課税にする、こういうふうな改正点でございます。

以上が特別措置法の改正でございます。その次は、所得税法の一部改正法律の御説明に移りたいと思っております。

所得税法の一部改正法律は、大きな改正点は減税でございますが、減税の中に二つございまして、一つは一般的な普通の所得に対するところの減税でございます。もう一つは、最近要望のございまして、退職所得に対するところの減税でございます。

まず第一の、普通の所得に対しましてところの減税でございますが、今回の所得税の改正は、党の、あるいは政府と申しますか、党の公約の線に従いまして所得税の改正を行なうとするものでございまして、改正の重点は、控除に重点を置きます。しかも、控除のうち、扶養控除に重点を置きましたところの減税でございます。一人目の扶養控除現行五万円を七万円に引き上げる、二人目、三人目を二万五千円か

ら三万円に引き上げる、四人以降一五万円となつておりますのを三万円に引き上げるといふ、こういうものでございまして、御存じの通り、最近、生活費の状況から見まして、やはり何と云うも扶養控除の親族の多いものの方負担が若干重いのではないかという計数的な資料がございます。過去とのバランス、あるいは外国とのバランスを見ましても、こういった改正の趣旨は適當ではないか。しかもまた、往々にいたしまして問題になりますのは、法人企業と個人企業の負担の比較から見ましても、こういう改正をした方が所得税の将来から考えましても適當ではないか、こういう趣旨でございます。なお、控除に並びまして、最低税率の行われております、現行五万円までは一〇%でございますが、課税所得十万円までは一〇%にする、こういうように改正しようとするものであります。なお、この改正の初年度におきましては、四月から実施でございますので、税率におきましても、控除におきましても、大体四分の三、こういうふうになることとなっております。

その次に、退職所得に対しましてところの軽減でございますが、退職所得につきましても、こういうふうな趣旨から軽減の要望がございます。高齢者になりまして企業から退職する、その退職金というものは、最後の所得であり、今後の老後の生活の唯一の財源である、非常に担税力が少いというふうなことから、現行の最高五十万円の控除の引き上げが強くいわれておるのであります。今回はそのような要望にこたえまして改正いたそうとするもので

でございます。現在におきましては、勤続年数十年以下の場合には二十万円、十年をこえますと、そのこえる一年ごとに二万円の特別控除の金額がございまして、最高で五十万円。従いまして、勤続年数二十五年で頭を打つことになっております。そこで、今回は、先ほど申しました高齢者がより多くの特別控除が得られるような改正の趣旨を入れまして、四十才までの年数一年につき三万円、四十才をこえ五十才までの年数につきましても一年四万円、五十才をこえる年数一年につき五万円、だんだんと年につれてまして、勤務に應じますところの一年当りの金額を多くする、こういうふうな改正を加えるわけでございます。もちろん、最低二十万円は依然として置いてございまして、最高は百万円にとどめることにいたしております。なお、そのほかに、今申し上げましたように、高齢者の退職をもつて担税力の減殺というように見ることにはいたしておりますので、もう一つ別の原因といたしまして、傷害者となりまして、それが直接起因して退職する場合はなお五十万円をプラスする、こういうふうな実情に即したところの改正を行なうとするものでござい

ます。その他、災害によりまして被害を受けた場合、青色申告者でございまして三年の繰り越し控除の制度がございまして、白色者にはないというふうなところから、これも白色者についても特に自然災害の場合には繰り越し控除を認めるべきではないかという御意見が強かったのであります。青色と白色のバランスをどういうふうにするべきかは、なお慎重に検討すべき問題がございまして、先ほど申しました自分の力と申しますか、他の力、自然的な災害によるところの損失につきま

しては、白色者といえども純損失の繰り越しを認めるのが適當ではないかという考え方のものと、その点を改正しよう、こんなような改正点が入っているわけでございます。

それからまた、法人税と同様な改正点でございますが、利益をもつて株式を消却した場合のみならず配当の規定を整備する。あるいは配当所得を未払金とするような場合に、源泉徴収の税額の納付が遅延いたしますので、このような場合には配当決議があった日から一年を経過したときに支払いとしてみ

なして、納期が到来したというふうな点の改正。それからまた、軍人恩給と文官恩給との同一化と申しますか、均等化によりまして、昭和二十六年から設けました遺族等援護法に基きまして、遺族年金の受領者に対しましてところの二千円の割増控除の特例がござい

ますが、本来ならば三十五年から一部上り、三十六年に完全に平年度化したすわけでありまして、三十六年度まで残そう、こんなような改正点を所得税法に加えております。

その他、災害によりまして被害を受けた場合、青色申告者でございまして三年の繰り越し控除の制度がございまして、白色者にはないというふうなところから、これも白色者についても特に自然災害の場合には繰り越し控除を認めるべきではないかという御意見が強かったのであります。青色と白色のバランスをどういうふうにするべきかは、なお慎重に検討すべき問題がございまして、先ほど申しました自分の力と申しますか、他の力、自然的な災害によるところの損失につきま

しては、白色者といえども純損失の繰り越しを認めるのが適當ではないかという考え方のものと、その点を改正しよう、こんなような改正点が入っているわけでございます。

それからまた、法人税と同様な改正点でございますが、利益をもつて株式を消却した場合のみならず配当の規定を整備する。あるいは配当所得を未払金とするような場合に、源泉徴収の税額の納付が遅延いたしますので、このような場合には配当決議があった日から一年を経過したときに支払いとしてみ

なして、納期が到来したというふうな点の改正。それからまた、軍人恩給と文官恩給との同一化と申しますか、均等化によりまして、昭和二十六年から設けました遺族等援護法に基きまして、遺族年金の受領者に対しましてところの二千円の割増控除の特例がござい

ますが、本来ならば三十五年から一部上り、三十六年に完全に平年度化したすわけでありまして、三十六年度まで残そう、こんなような改正点を所得税法に加えております。

その他、災害によりまして被害を受けた場合、青色申告者でございまして三年の繰り越し控除の制度がございまして、白色者にはないというふうなところから、これも白色者についても特に自然災害の場合には繰り越し控除を認めるべきではないかという御意見が強かったのであります。青色と白色のバランスをどういうふうにするべきかは、なお慎重に検討すべき問題がございまして、先ほど申しました自分の力と申しますか、他の力、自然的な災害によるところの損失につきま

しては、白色者といえども純損失の繰り越しを認めるのが適當ではないかという考え方のものと、その点を改正しよう、こんなような改正点が入っているわけでございます。

それからまた、法人税と同様な改正点でございますが、利益をもつて株式を消却した場合のみならず配当の規定を整備する。あるいは配当所得を未払金とするような場合に、源泉徴収の税額の納付が遅延いたしますので、このような場合には配当決議があった日から一年を経過したときに支払いとしてみ

ではないかというような考えのもとに、理由付記の規定が入ったわけでございまして、所得税法と法人税法等に今申し上げました修正が行われているわけでございます。

その次は、法人税法の改正につきまして御説明申し上げます。

法人税法の一部改正法律は、大部分、事務的と申しましようか、技術的な改正でございます。三点ばかりございまして、

第一点は、所得税法には、御存じの通り、更正の請求の制度があります。更正の請求の現行法におきましては、更正の請求の規定はないわけでございまして、これは法人というものは経済人であり、所得税と違ひまして、そう間違ひはないということが第一の理由でございます。第二の理由といたしましては、法人税の申告というものは、大部分決算整理事項にかかっている点が多いため、決算整理事項を直すこと自体に於ては、弊害がございまして、そういう制度がなかったわけでございまして、最近におきましては、税務署の調査もそう毎期々々行くわけでもない。本来なくても税務署の方から直すわけでございますから、毎期々々行かない場合もあるというようなことから、所得税と同様な更正の請求を認められた方が適当ではないかというところで、申告の期限は一月以内、過大な申告があったような場合には更正の請求ができるというふうな規定を設けたわけでございます。

で、本来ならば、積立金からの資本組み入れと同様に、みなす配当の規定が必要であったわけでございまして、新しい事例も出て参りましたので、消却された株式に対応する資本の金額は、消却された株式を有する株主に対する配当とみなす。資本組み入れと同様な規定を入れておるわけでございます。第三点は、これは若干ごまかい改正点でございますが、新設法人の青色申告の承認申請の期限の延長の改正でございます。現行の税法では、新設法人につきましても、一般の法人につきましても同様でございますが、青色申告の承認の申請を出すのは、事業年度開始の日の前日まででございます。ところが、新設法人の場合には区々な場合がございまして、たとえば、八月に法人がございまして、その法人は九月一日から本来の事業年度が始まる。初めの一月だけは当然臨時の第一回事業年度でございますが、そういう事業年度の分につきましては青色申告の承認申請をいたしますと、九月一日前、八月三十一日まで承認申請をしなければならぬ。法人がございまして、すぐ申し入れなければならぬ。それは少し酷ではないかというふうなことがいわれますので、第一回事業年度と同様に、設立の日から三月以内ならば、青色申告の承認申請期限と見てもいいではないか、こういうような改正点を入れておるわけでございます。

なお、先ほど申し上げました所得税法の青色申告の理由の付記、これは、法人税法につきましても同様な修正が衆議院において行われましたことをつけ加えまして、私の説明を終わりたいと思

います。
○委員長(加藤正人君) 次は、吉国税制第三課長。
○説明員(吉国二郎君) 御説明申し上げます。揮発油税法及びこれに関連いたしまして地方道路税法の改正をお願いいたしております。

この揮発油税法の改正は、内容的に申し上げますと、法律としてはきわめて簡単でございます。税率を一キロリットルにつき二万三百円、現行法は一万四千八百円、一キロリットルにつきまして五千五百円引き上げようとするものでございます。これは、税率の第九條、新旧対照表でございますと二ページでございます。それからそのほかに、最近の実施状況に合せまして、この際所要の規定の整備をはかりました。この所要の規定の整備と申しますのは、先般御審議を願いました国税徴収法の規定によりまして、間接税の対象物品が公売処分あるいは強制競売になりまして発生いたしますその間接税額、これを優先徴収するために、その公売等があったときに、その製造場から移出されたものとみなしまして、課税原因を発生させますために、新旧対照表の第五條第三項をそういう意味で加えたわけでございます。これに対応いたしまして、第十條を改正いたしました。この第五條第三項の規定の適用のある場合におきましては、直ちに申告をしなければいけないという申告義務を課したわけでございます。この改正法は、現在の子定では四月一日から実施をいたすというふうにいたしております。

なお、関係の付則がございまして、付則の第四項、四ページでございますが、これは従来通り、すでに製造場から移出をいたしました、販売業者の手元にある揮発油がございまして、これは安い税率で出されておりますので、この分についてはストック課税をいたすことになりまして、非常に少量のものにまでいたしますが、実施上の困難もございまして、前回の昭和三十一年の例に従ひまして、五キロリットル以上の揮発油を所持する者につきましては、一キロリットル当り五千五百円の揮発油税を課するというふうにいたしております。

以上が揮発油税の改正でございます。次に、地方道路税法の改正でございますが、御承知のように、揮発油税は地方道路税と一括して徴収いたしております。従ひまして、納めるときにはその両者を合せた税額で納付がされまが、それを揮発油税と地方道路税に分ける規定が第七條にございまして、これは新旧対照表の七ページにございまして、第七條の二項に「地方道路税及び揮発油税の納付があったときは、その納付に係る金額の二百三十八分の三十五に相当する税額の地方道路税及び二百三十八分の二百三に相当する税額の揮発油税の納付があったものとする。」徴収されました税額をこういう基準で機械的に按分いたしました。両者が均等に徴収されるようにいたしております。従来は、これを「百八十三分の三十五」、「百八十三分の百四十八」といたしておりましたのが、揮発油税が五千五百円上りしましたために、その計数が変わったわけであります。以下多数の改正があるようでございまして、いずれもこの計数の整理でございます。

簡単にございまして、これが揮発油税法及び地方道路税法の改正の概要でございます。次に、物品税法の改正について御説明申し上げます。

物品税法の改正は、現在の物品税法が昭和二十九年に法律改正をいたしました以来、ずっと法律改正がございまして、その間二回ほど政令の改正、つまり免税点の改正があったにとどまっております。このために、免税点の定めのあるものにつきましては負担の軽減が行われましたが、免税点の定めのない物品については負担が過重になっておるというふうな問題から、国会におかれましては、物品税法全体を通じた改正をするようにという御意向が強かったわけでございます。昭和三十一年には、その趣旨の付帯決議が衆議院において付せられたというふうな経緯がございまして、政府といたしましても、昭和三十三年の臨時税制調査会以来、この物品税の問題、さらに間接税全般を含めた体系的な検討を続けて参りましたが、今回の改正に当りまして、その一環として物品税の改正をいたそうとするものでございまして、

その基本的な考え方は、税負担の不均衡を是正するということが第一点でございます。これは基本的な態度であると思ふべきだと思ひますが、できるだけだけ高級な消費物品を選んでおきます関係で、これが相当部分は零細な手工業者の製品になっております。これを製造課税いたしますために、手職の人々が税金を課せられる。そのため、字を置くことも十分でない人が納税義務者となつておるといった

ような点、あるいは、それであるために、また物品の販売についても非常に力が弱くて、税金を転嫁できないといったような問題がございまして、これについても考えるべきじゃないかというところがしばしばいわれております。今回は税負担の不均衡の是正に加えまして、零細業者の製造物品の負担を軽減するという見地から、これを第二の基本的な考え方といたしまして、具体的な方法といたしましては、第一に課税方法を変更する。課税方法の変更と申しますのは、たとえば、製造段階の課税を小売段階に移す、あるいは極端な例外的なものとして、製造課税の段階をさらに原材料の課税、半製品の課税という段階に逆戻りをしてとるといような課税方法の改善によって、この中小企業者等の困難な問題の解決できるものは解決をする。それから、税率の調整。税負担の不均衡と同時に、零細企業者の物品でありまして、転嫁が非常に困難であると認められるようなものにつきましては、税負担を軽減することによって問題を解決するということ、税率の軽減。さらに、この段階では、課税物品として適当でないというものについては、この際課税をはずす、こういった形で改正をしたわけがございまして、さらに、物品税の負担の不均衡を是正するという面で軽減の面を申し上げましたが、さらに、現在の課税物品との間に非課税物品で不均衡のあるものがございます。たとえば、新たに製造されるに至ったいわゆる新規の製品、こういったものは課税が抜けておりますので、そういうものについて検討いたしました結果、現行の課税物品と著しく不均衡なもの

については、これを新規課税をする。これが物品税の改正のおもな点でございまして、

内容について簡単に申し上げますが、今回の改正におきましては、第一の課税物品の規定を全文改正をいたしまして、これを一々対照して申し上げますと非常にわかりにくいかと思っておりますので、まとめて簡単に御説明をいたします。

第一に、第三種でございますが、九ページをごらんいただきます。第三種の改正は、最初申し上げました課税方法の変更の一つの形でございまして、「サッカリン、ズルチン及此等原料トスル調味用固型人工甘味料」というのがございまして、これは御承知と思っておりますが、課税上かなり問題があったのでございまして。一つには、このサッカリン、ズルチンは戦後の物資不足の際には非常に珍重されまして、やみ価格が高い。一時は一キログラム当たり税金にして一万三千円まで行ったことがございまして。現在はそれが三百円というふうな非常に安いものになっておりますが、サッカリン、ズルチンの価格自体が下落いたしました。現在は税抜きで六百円程度。従いまして、従価におきまして五割程度の課税になっております。そんな関係で、一部にかなりひどい租税回避が行われている。そのため執行がうまくいかぬというふうな面であったのでございまして、これを製品の段階から一歩下りまして、半製品の段階でとらえますと、これはかなり大きな業者がやっております。その数も両者を合して十一軒程度ということ、確実な把握がございまして。そこで、現在のトランプ類税法と同じように、

半製品と製品、両方課税対象といたしまして製品として課税するものは半製品を未納税の形で出すことができる。しかし、製品については納税しない。脱税するといふ人がある場合は、未納税という形が認められないで、半製品の段階で課税されて、たとい脱税しても税がとれるという形をやるべきではないか。同時に、税金も百円に下げた。これが第三種でございまして、ここに第二号といたしまして「サッカリン、ズルチン、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトルールスルフォアミド、パラフェネチデン及チクロヘキシルアミン」と書いてございまして、このうちのオルソトルールスルフォアミド、パラフェネチデンというのがサッカリン、ズルチンの半製品でございまして、これを両方課税対象に取り入れまして、どちらかで課税するという法改正をいたしましたのであります。

それから次に、課税方法の変更といたしまして、小売課税の移行のものがございまして。これは最初の第一ページに戻っていただきまして、第一種といたしまして、従来は甲類、乙類の差なく一律に小売課税物品があったわけがございまして、現在の製造課税のものうち、零細業者の製品であつて非常に問題の多いものを選びまして、それを小売に移した方がよい、どちらにも徴税しもあるいは納税義務者には有利だといふものを選択したわけがございまして。

その考え方といたしましては、現在の第一種の製品と似たような種類のものであつて、これを小売に移しても、従来の第一種納税義務者がやはり扱う、そういう意味では納税義務者があ

えてふえないというもの、たとえて申しますと、現在の第一種の一号、二号、三号あたりに、「貴石若ハ半貴石又ハ此等ヲ用ヒタル製品」というのがございまして、これらはいわゆる身辺用細貨類あるいは装飾品でございまして。室内装飾品でございまして。これは製造課税の方のそれと同じものでございまして、ただ、貴金属を使っているとか、あるいは貴石を使っているといふことから、小売課税になっております。従いまして、そういったものには製造課税から小売課税に移しても、これら納税義務者が当然扱う。

これが第一の基準でございまして。第二の基準は、製造小売という形態が非常に多い。そのために、製造者としての地位で課税をされますが、小売の場合にもその小売のものについてマージンを控除した額について課税を受けるといふ、非常に複雑な形の課税を受けざるを得ない種類、これはたとえば家具などは典型的なものであります。これは家具はそこに載っておりますが、そういった例で申し上げまして、そういうものが第二に選ばれております。製造小売は小売課税にすることによって手数料が非常に省ける。それから、免税点がすでに非常に高くなっているために、小売に移しても大して負担が、納税者の数がふえまいという、この三つの基準から選びましたのが、この甲類の第一種のうち六号に「毛皮製品」というのがございまして、この毛皮製品は従来「高級毛皮製品」と言っております。下級毛皮製品、たとえばウサギでございまして、タヌキ、羊、ヤギ、こういったたぐいのものは下級のものと製造課税をしておりまして

が、この免税点を引き上げて、「毛皮製品」に統一をする、これが一つ。それから、その次に第七号に「銃」を加えました。この銃は、御承知のように、法律によって取り締られておりまして、小売まで免許になっております。従いまして、小売課税の際にはトランプの方が非常に少ない。かたがた製造業者のような点から、甲に持つて参る。あと、その下に、次の乙類は、十四の「書画及骨董」を載せまして、すべて新しく小売課税に持ち込んだものでございまして。

これらのものは大体、製造課税として二割ないし三割の税率でございまして、従来のような小売課税二割の税率では無理がございまして。従いまして、今回はこれを一括して、乙類は一割、甲類は二割ということ整理いたしましたわけがございまして。なお、書画骨董、従来は第七号にございましたが、これは書画、骨董の特殊性にかんがみまして、従来から特別税率で一割で扱ってございましたので、今回は乙類の方に組み入れたわけがございまして。次に、税率を引き下げた品目でございますが、これは一々対照してごらんになりますと非常にややこしいので、簡単に申し上げます。

書画及び骨董につきましては、ただいま申し上げましたように乙類に組み入れましたが、従来から書画骨董はいろいろな特殊事情がございまして、ほかの物品と違つて、何回も売り買いされるたびに税がかかる、累積するといったような理由がございまして、従来から一割という特別税率を使っておりましたが、今度は二割、一割の二つ

が、この免税点を引き上げて、「毛皮製品」に統一をする、これが一つ。それから、その次に第七号に「銃」を加えました。この銃は、御承知のように、法律によって取り締られておりまして、小売まで免許になっております。従いまして、小売課税の際にはトランプの方が非常に少ない。かたがた製造業者のような点から、甲に持つて参る。あと、その下に、次の乙類は、十四の「書画及骨董」を載せまして、すべて新しく小売課税に持ち込んだものでございまして。

これらのものは大体、製造課税として二割ないし三割の税率でございまして、従来のような小売課税二割の税率では無理がございまして。従いまして、今回はこれを一括して、乙類は一割、甲類は二割ということ整理いたしましたわけがございまして。なお、書画骨董、従来は第七号にございましたが、これは書画、骨董の特殊性にかんがみまして、従来から特別税率で一割で扱ってございましたので、今回は乙類の方に組み入れたわけがございまして。次に、税率を引き下げた品目でございますが、これは一々対照してごらんになりますと非常にややこしいので、簡単に申し上げます。

書画及び骨董につきましては、ただいま申し上げましたように乙類に組み入れましたが、従来から書画骨董はいろいろな特殊事情がございまして、ほかの物品と違つて、何回も売り買いされるたびに税がかかる、累積するといったような理由がございまして、従来から一割という特別税率を使っておりましたが、今度は二割、一割の二つ

の税率ができました関係で、書画骨董につきましては、これを五％に特別税率として適用いたします。これは十二ページでございますが、第二条の二項でございます。書画骨董ニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ五ノ税率ニ依ル、従来百分の十でございましたが、これを下げたわけでございます。

それから、非常に零細な製造所が作っておるものとしたしまして、娯楽用のモーターボート、撞球用具、これが現在最高税率が五割になっておりますので、これを一割下げて四割、それから、葉巻及び弾丸、これは銃とともに四割の課税でございましたが、これも非常に零細業者でございますので、三割に下げました。それから、ネオン管は、従来四割の課税でございましたが、ネオン管そのものが消費物品としては直接消費の物品でもないというあたり、それから、最近では螢光灯等が似たような用途に使われておるといったような点を考慮いたしまして、二割に引き下げております。

それから、化粧品。これは口紅、香水、まゆ墨等でございますが、これも従来から問題になっておりました。化粧品のうち、これらのものは三割でございまして、ポマード、クリーム、これから化粧水は五％でございます。従来は、これらのものは一括して同じ税率を適用しておりましたが、途中から、負担軽減の趣旨で、物を分けて軽減をやったわけでございます。現在五％になっておりますものは、ここで軽減をいたしました際に、逆に引き上げ

る。クリーム等は下げたわけでございます。

まして、その後さらに引き下げがあつて、現在では六倍という税率の間差になっております。これは非常におかしいというので、従来から問題になっておりましたが、今回は化粧品を半分にして、一五％。

それから、石油ストーブ、電気ストーブ等につきましては、ガスストーブが従来二〇でございまして、石油ストーブ等は三〇という税率をとつておりました。これは、電気の不足といったようなときに、電気をあまり使わないう意味で差がつけてあつたようでございますが、現在では意味がございませんで、それを二〇にする。それから、花火、線香等につきましても、零細性を見て一割ずつ税率を下げました。

さらに釣用具は、今回運動用具をかなり大幅に整理をいたしますので、運動用具と統合いたしました。従来三割でございましたものを、一割の税率にいたしました。

それから、乳化剤を使用しない原果汁の多い果実水、この果実水につきましては、従来、嗜好飲料といたしまして二割を適用いたすべきでございまして、付則で果実水だけを特別扱いで一割にしております。そのため、嗜好飲料が二割と一割という二つの税率に分れておつて、非常に不均衡でございましたので、今回嗜好飲料を一律に一割にいたしました。そのうちで、乳化剤を使用していない原果汁の多い果汁水と申しますのは、農協等でしばしば原果汁そのままをカン詰にいたしましたし、そしてこれを売るといふ、かなり原始的な生産をしておるものを、同じ税率で扱いますのは非常に酷であると

いうことで、特別的にこれを五％として、暫定税率を適用いたしております。それから、オールウェーブ・ラジオ聴取機、これは先ほどの化粧品と同じでございますが、現在五球以下のラジオオは五％でございまして、それより高級のラジオオは、オールウェーブあるいは六球以上のものは、二〇％の税率でございまして、しかし、最近真空管で一つで二つの役目をするものなどが出て参りました関係もございまして、この差があまりに大き過ぎるということ

で、これを一〇％に下げております。最後に、果実エッセンスでございますが、これは実際としては、すべて原料でございまして、果実水に入れるといたつたようなものでございまして、現在五％の最低税率ではございまして、まあ原料という意味で、紙と同様に特別税率の三％を今後適用するということにいたしました。

これが税率の引き下げの概要でございます。なお、課税品目の整理といたしましては、今回相当数のものにつきまして、部分品を課税品目からはずすことにいたしました。これは、従来部分品を課税いたしました趣旨は、製品だけを課税いたしておきまして、部分品を買つてきて組み立てるといふやり方で税金を免れるというおそれがございまして、部分品課税をいたしてございまして、最近のように、電気製品でございまして、そのほか、その他メーカー品が非常に強くなって参りました。組み立てた物品ではあつたに競争できないという状況になって参りますと、部分品課税は、実際はほとんどが未納税移出の手續をとどめるだけの、手数上の問題

になっておりますので、これを相当数はずすことにいたしました。そのほか、大理石、タイル等につきましては、建築用材として最後まで課税物品に入つておりましたが、建築用材はほとんどは現在の現在におきましては、消費税としてはまあいわば一番境目のところにあるので、今回の減税に際してはこれをはずす。大理石、タイルをはずすということにいたしました。同じような意味で、玉ラムネ、口中剤等も消費税としてのいわば境界点にあるという意味で、この課税を廃止することにいたしました。

減免税の方は以上の通りでございます。最後に、新規課税物品の説明を申し上げます。

新規課税物品は、まず第一に、第一種の乙類、ページでございますと、二ページでございますが、乙類の十一に、高級織物というものを掲げております。これは高級織物という関係で、定義といたしまして、ほかのものにはない特殊な規定が入つております。「和装生地又ハ帯地ニ在リテハ一反又ハ一本ニ付価格二万五千円以上ノモノ洋装生地中幅百三十種以上ノモノニ在リテハ一米ニ付五百円以上其ノ他ノモノニ在リテハ命令ヲ以テ定ムル価格以上ノモノヲ謂フ」、こういうことで、き

わめて高級な織物については、課税の均衡上これを課税物品に取り入れようという趣旨でございます。

新規課税の第二の物品は、テープレコーダーでございますが、これは七ページ戊類の三十九号でございます。テープレコーダー、これは戊類でござ

いますから一〇％の税率が適用になります。さしあたりこのテープレコーダーは、今伸びる盛りでございますので、課税によって急激な影響を受けてはいけないということで、二十六ページに、付則の第四項でございまして、二十六ページ、昭和三十四年五月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

の間に製造場から移出され、又、保税地域から引き取られる新法第一項第一式磁気録音再生機に課されるべき物品の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。ということ、五％の暫定税率を二年間使うことにいたしました。

それから、トランジスタ・ラジオにつきましては、従来から問題がございましたので、今回はこれに普通のラジオと同様に五％、オールウェーブのものにつきましては一〇％の課税をいたすことにいたしました。

それから、サッカリン、ズルチン等と権衡をとる意味で、新しい甘味剤でございますが、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ及びその半製品でございます。チクロヘキシルアミンというものについて課税をいたすことになりました。これは第三種でございます。先ほど読み上げました中にございまして、これはサッカリンに比しまして甘味度が低いということを考慮いたしまして、一キロにつき三十円の税率にいたしましたわけでございます。

以上が税率関係でございますが、なおそのほか、最近の課税の実情に顧みまして、必要な若干の改正をいたしております。

一つは、第一種の物品の小売業者が委託を受けて販売する場合または売買の媒介をする場合には、自己の所有する第一種の物品を販売したものとみなして課税をする。これは第五条の第一項でございますが、「第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ其ノ買受ノ委託者ニ引渡ス場合又ハ其ノ第一種ノ物品ニ付売買ノ媒介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係ル当該物品ノ販売ト看做ス」、これは書画、骨董等につきましては、販売というものと仲介というものが区別ができませんので、實際上販売であるものを仲介と称して、かなり租税回避が行われておる実情がございます。これを税金を下げますと同時に、こういう点を是正して、こうという趣旨でございます。

それから、輸出の促進をはかるという見地から、輸出免税の手續が最近非常にめんどうだといわれてこれを一括承認という方法をとるよう改正をして、輸出免税の手續の簡素化をはかる、そういった改正をいたしております。なお、最後に、この改正法律は、減税の分は昭和三十四年四月一日から施行することといたしておりますが、小売課税に移行するもの及び新規課税にかかるとは五月一日から、準備期間を置いて実施をするということにいたしております。

大へん長くなりましたが、物品税法の概略を終わります。次に、入場税の御説明を申し上げます。入場税につきましては、前回の国会で当委員会におきまして、演劇についての特別軽減税率の定めを置くこと

に改正をいたされたわけでございますが、さらに、その際、純音楽と演劇あるいは映画等との課税の権衡をさらに考へて、政府としても、全般を通ずる改正をやるようにという御趣旨の付帯決議がございましたので、今回他の税法改正をいたしましたに際しまして、入場税法の改正もその趣旨でやられたわけでございます。

概略を申し上げますと、まず、第一種の催しものの基本税率を、現在は御承知のように五十円以下一〇%、八十円以下二〇%、百三十円以下三〇%、百五十円以下四〇%、それをこえますと五〇%という税率になっておりますが、これを五十円以下は一〇%据え置き、それから百円以下を二〇%、百円をこえた場合にはこれをすべて三〇%ということにいたしましたのでございます。

それと同時に、委員会が指摘をされた演劇と音楽、あるいは純音楽と普通の音楽といったようなもの、不権衡を直すという意味におきまして、今回は演劇、音楽及び見せもの、つまり第一種のうち映画、競輪、競馬を除いた他のものをすべて演劇の税率に統合をしたわけでございます。こういたしましたら、演劇と音楽の区別とか、あるいは演劇と音楽が一緒に行われておるといった場合に問題が起きないかということと、純音楽等につきまして二割の税率を適用いたします。三百円をこえても二割でございますが、その他のものについても三割にとどめますと、その従来のような大きな差がないわけがあります。従来でございますと、純音楽にするか普通音楽にするかで、二割が五割になるといった大きな差があるだけに、問題が大きかったわけござ

います。純音楽と音楽は全く同じ税率でございますから、少くとも三百円のところまでは問題はほとんど解消する。三百円をこえたといつたし、税額の差が割と大きいことになり、問題はほぼ解消するのではありませんか。不完全ではございますが、委員会の御指摘の映画、純音楽あるいは演劇、あるいは普通音楽というものの権衡をはかれない趣旨が実現できるのではないかと、これを考へて、改正をいたしましたわけでございます。

それから、一方におきまして、そういう均衡上の改正をいたしますと、現在、いなかで臨時開催、あるいは学校の講堂を借りて映画会をやるといったような場合にまで、こまかい税額をとつておる。極端な場合でございますと、山を越えて出張をしてとつてきた税金が五百円ということ、出張旅費の方が高いといったようなことが實際あるわけでございます。そういう点を考へる。手数の省略と申しますと、言葉は悪うございしますが、税務行政の改善という面と、同時に、山間僻地で娯楽の少ないところで臨時の娯楽というものを免税する趣旨で、三十円以下の料金の催しものにつきましては、これを免税とすることといたいたしました。第一種を三十円にいたしました関係で、従来第二種の免税点が二十円というのございましたが、これを三十円にするということにいたしましたわけでございます。

それから、その他最近における入場税法の実施状況に顧みまして、若干規定の整備をはかっております。たとえば、このごろよくいわれますが、入場券のたらい回しとかいろいろなこと

いわれますので、入場券の半片を保持する義務がございますが、これを三カ月間は所持する義務があるというふうに変更して、課税の適正をはかろうといつたしております。

改正法律は五月一日から実施する予定になっておりますが、これは前回の問題になりました前売券との調整をはかるために、五月一日から実施いたしますが、ただ、前売りとしてすでに引き下げた税率で前売りを発行する場合には、あらかじめそういう切符が売れるように、四月一日から前売券については税務署長の承認を得れば新税率で売ることができるとの規定を入れました点を解決いたしております。

なお、最後に、当委員会でも、演劇の際に強く御指摘を受けました、税を軽減しても入場料金は下げないという問題もございしますので、今回は付則第四項におきまして、昭和三十四年三月三十一日からさかのぼって六カ月間に、最も長い期間適用した入場料金よりも高い税抜きの入場料金を定め、おけるような場合には、この法律施行の日から六カ月間に限ってこれらの催しものには旧税率を適用する。つまり、税率が下がったにもかかわらず同じ料金でやつておる場合には、税額は同じ税額で旧税率でいくぞということにいたしました。間接的に税率を引き下げるように措置をいたしております。なお、ただこの場合に端数等がございすると無理がございますので、適当な端数整理を政令で行うことといたしております。

案の補足説明を終わりました。御質疑のある方は、順次、御発言を願います。○大矢正君 これは質問じゃございせんが、私が先般の委員会で要求をした資料が出ておりますが、それから衆議院の大蔵委員会の横山君の要求による資料も、揮発油税と入場税関係で出ていますが、この資料の説明をお願いしたいと思います。

○説明員(塩崎潤君) 先般、大矢委員から御要求がありました資料、私が承りました分十一、ここに御提出申し上げております。その一つ一つにつきまして概略御説明申し上げたいと思つてます。

まず第一は、基礎控除及び扶養控除に関する資料でございます。この資料の御要求の趣旨は、扶養控除引き上げの根拠という意味で御要求になったものだと思いますが、その参考資料といたしまして、こういうような資料を作りました。一つ一つでございます。

まず第一は、一ページ目でございますが、「(イ) 昭和二十五年以降の基礎控除額及び扶養控除額の改正の推移」でございます。昭和二十五年というのは、御承知の通り、シャウブ勅告に基づきまして改正の行われました年度でございますが、それ以後の基礎控除と扶養控除のうちで、一人目、二人目、三人目、四人目以降のものを、改正の年を全部入れまして並べましたものでございます。

五年なら一人目までは基礎控除に對して四八%、當時は一人目、二人目、三人目、全部区分がございせんので、二万五千元に對して一万二千元であつたわけでありませぬ。これが改正案におきましては九万円、七万円、二人目以降全部三万、こういふふうになつております。今回の最も大きく控除の引き上げが行われましたのは、四人目以降の扶養控除の額でございませぬが、これは昭和二十六年に一万五千元に引き上げられました後、ずっとそのままでございます。昭和三十三年まで一万五千元。従いまして、三十三年におきましては、一〇〇に對して一六・六%、こういふふうになつておつたわけでございますが、先ほど来改正の趣旨で申し上げましたように、この一万五千元が二十六年以降から据え置きてございませぬので、いろいろな生計費の理屈、あるいは法人、個人、あるいは青色申告、白色申告等のパランスをも考えまして、これを一万五千元から三万円に上げた。

その次に、大事な資料といたしまして、一人目が一万二千元が今度七万円に上つております。だんだんと割合が、二十五年には四八%であつたわけでありませぬが、改正案におきましては一〇〇に對して七七・八%、配偶者という点も相当重点を置かれますが、先ほど来申し上げております。生計費関係、このあたりも考えまして、あとで出て参りますが、この程度の金額が妥当であるという考え方で作つたわけでございます。配偶者は単に扶養控除という考え方はいけないのだ、むしろ基礎控除と同額、あるいは扶養控除という考え方がいけないのだという

ような考え方もありますが、一応生計費の面を重視いたしまして、昭和二十五年は一万二千元、今まで五万円でございますましたのを、七万円に上げた、こういうことであります。二人目、三人目以降は、二万五千元を今度三万円にいたしました。今までは扶養控除につきましては三段階制度でございましたが、簡素化もいわれませぬ、先ほど来の改正の趣旨から申し上げまして、これも三万程度がよからう、こういふので、若干税制が簡素化されたわけでございます。

第二点は、これも大矢委員の御要求でございませぬが、(四)の「基礎控除と扶養控除との関係」で、戦前と外国との比較をしてくれ、こういふ御要求でございませぬ。米國、英國、西独と比較いたしておりますが、その上の欄の昭和十年、昭和十五年、現行、改正案は、日本の過去との比較でございませぬ。まず、昭和十年は御存じの通り、よ

く当時の基礎控除は——基礎控除と申しますか、基礎控除は千二百円であつた。今直せば約三十六万円になるというわけですが、千二百円にございませぬ。これに對しては、当時扶養控除というの額は税額控除であつたわけでございます。そういたしますと、最低税率で換算いたしますと、当時の税額控除で百円、それを所得金額に直しますと三万三千六百二十円、現行のそれは金額でございませぬが、これはインフレをいたしてございませぬので、四十万三千四百四十円が千二百円に該當いたします。今三十六万円と申しましたが、四十万三千四百四十円、こういふふうにお考えになっていただきまして、これに對しては、当時の税額控除百

円というものは、税額所得——失礼いたしました。所得でございませぬ。三万三千六百二十円になります。そういたしますと八・三%。當時は人による區別はございませぬ。一〇〇に對しては八・三%。これが直りまして、十五年では分類所得税をとられました。事業と給与におきまして、基礎控除と扶養控除の額が違つております。それにいたしまして、基礎控除の額が少いわけでございます。扶養控除の割合は少いわけでございます。おのおの扶養控除は基礎控除に對しては、事業も勤労も二八%ずつでございます。現行になりまして、九万円に對しては五万円、二万五千元、二万五千元、一万五千元と並んでおりますが、今度の改正案ではこんなふうな基礎控除と扶養控除の割合になります。

アメリカにおきましては一律全部六百ドルでございませぬので、基礎控除と扶養控除との開きはございませぬ。日本におきましては、過去におきましては、扶養控除の地位は税制上では低かつたわけでございますが、だんだんこういふふうになつてきたということがいえます。米國は全く同額でございませぬ。英國は若干の開きがございませぬ。七一%が基礎控除に對しては扶養控除の割合でございませぬ。西独はこれは多子家庭奨励と申しますか、配偶者につきましては基礎控除と同額でございませぬ。千六百八十マルク、ところが一人目の子供になりますと五四%に減ります。二人目の扶養控除となりまして、三人目と書いてありますが、子供でいいますと二人目といった方がい

上ります。三人目以降の子供、扶養親族の数は四人目となりますが、これは多子家庭の奨励で、基礎控除より大きなものになります。こういふ趨勢でございませぬ。日本の全体の趨勢は、まだ扶養控除のウェイトは、基礎控除に比べて、外国に比べて少ないではないかと、こういふところでございます。

その次に、扶養控除引き上げの一つの根拠をいたしまして、(四)でございませぬが、「生計費から見た現行及び改正案の課税最低限の検討」でございませぬ。これは家計費調査、例のCPSといわれておるものでございませぬが、家計費調査に基づく所得者消費支出金額と課税最低限とを比較したものでございませぬ。この備考といふものは、一人世帯の調査といふものはございませぬので、二人世帯からある線は三人世帯から最小自乗法による趨勢はよりまゝ一人目を推定いたしましたわけでございます。で、消費支出金額がそこを上つておりますが、これと課税最低限を比較いたしますと、課税最低限の方が低目でございますが、これをどういふふうにか考へますか。ただ往々にいたしまして、消費支出金額に比べて課税最低限は、そこまで行つていないじゃないかというお話がございませぬが、消費支出金額が必ずしも最低生活費と考へるのがいいかどうか、そのあたり疑問でございませぬ。私どもはこれを八掛にいたしまして、これと課税最低限を比較するということをやつておりますが、最近の状況では相当ゆとりが見られるような消費支出金額でございませぬので、私どもはこれのバランスだけを見ていただくのがいいんじゃないかと思ふ。基礎控除と扶養控除あるいは課税最低限全体との

パランスで見たいだくのがいいんじゃないかと思ふわけでございますが、消費支出金額のところを見ていただきますと、一人世帯の場合に世帯員が一人ふえるためにふえる金額、そのうちの消費支出金額でございませぬが、割合だけ見ていただきますと、一人世帯では十三万六千四百九十八円、これを一〇〇といたしますと、一人ふえますと、それがふえた分についての生活費といふものは六一・五、三人世帯は三五・四、四人世帯、二一・八、五人世帯は二〇・四となります。

現行では、ここにございませぬように、現行の課税最低限、税法上の基礎控除、扶養控除の額はどうかと見ますと、一〇〇、五五・五、二七・三、二七・六、一六・六と、こういふふうになつております。一人目が少し足りな

い。二人目も三五・四と二七・三、これも足りない。ところが、三人目は二一・八に對して二七・六と、これは若干上回つておる。五人世帯になりますと、二〇・四と一六・六、これはまた足りない。こんなふうになります。先ほど来申し上げましたような改正の趣旨で直しました後の改正案では、割合は一〇〇、七七・三と、これは若干オーバーして参りますが、先ほど来申し上げました配偶者に対する考え方を考へる。三人世帯のところでは若干オーバーする、四人世帯もオーバーしますと、この世帯は、四人目とこの五人世帯といふのは、扶養控除を判断する一つの材料になるわけでございますが、四人世帯と五人世帯のこの消費支出金額の割合は二一・八

と二〇・四でございますので、現行四人目以降の扶養控除が一万五千元、三人目のところが二万五千元、そこだけ、これだけの開きはないということ、CPSの数字からうかがえる。そういう意味で、一万五千元を三万円に上げるといふことも、この面から至当ではないかという数字になるかと思ひます。

その次は、大矢委員の御要求のございました所得階級別表と申します、所得階級層を表わしますところの数字でございますが、現行最も新しい数字は昭和三十三年分の所得税の納税者の所得階級別表でございます。これを給与所得者と申告納税の所得者に分けまして掲げましたのがこの数字でございます。二十万円以下から五百万円超といふふうに分れておりますが、給与所得者では八百九十九万八千人、申告納税者では二百八十八万四千人、これを百分比に、人員の百分比と所得の百分比で出しましたのがこの数字でございます。

その次は、大矢委員の御要求のございました配当と利子との所得階層分布と申しますか、私も例の階級別表と申しておりますが、まず配当でございますが、これを表わしましたのが第三の表でございます。先ほど申し上げました人員の百分比、配当所得の百分比で表わしたものでございます。配当所得をもちまして申告課税を受けますところの人間の数は十七万三千人でございまして、総合されて申告されましたところの配当所得金額は三百十七億七千九百万円でございます。これをおのの百分比で表わしてござい

その次は、預金利子の階級別表と御

要求がございましたが、その際にも申し上げましたように、私どもは、預金利子につきましては租税特別措置で長らく分離課税をやっております。資料も出ておりませんので、所得層別に数字はないと申し上げたわけでございますが、何らかさういふ御要望にこたえます意味で出しましたのがこの資料でございますが、これは税制上の、私どもの税の關係でとっておる資料でございます。備考一にござい

ます「昭和三十三年九月末の預金者別預金統計調査(日銀調)」によりまして、個人と法人に分けましたところの、預金の一口当りの金額で分けましたところの預金階級別表でございます。一口五万円未満のものが、口数といたしまして、たとえば短期預金では千八百四十六万三千口あつて、長期預金ではそれが千三百二十五万七千口ある、こういった数字でございます。これは少額の五万円以下のものが相当多いといふことがいえるわけでございます。口数にいたしまして、預金合計では四千三百二十一万口でございます。これを口数別の百分比、金額別の百分比、一口当りの金額に表わしましたのがこの表でございます。

その次の表は、個人分と法人分との計でございます。その間の割り振りが、毎年々々こんなような数字を出しておられますので、私どもはそれを拝借させていただきます。大矢委員の御要求にこたえたかどうかわかりませんが、提出させていただきますわけでございます。

その次は、退職所得に對しますところの今回の改正がどういふふうになる

かということを表わす資料でございます。まず第一は、総体的な觀察といたしまして、「改正案による退職所得の所得税負担額」を出したわけでございます。先ほど御説明申し上げましたように、勤務年数によって特別控除がで

き、しかもまた、退職時の勤務年数期間に入ります年令によって違ふことを申し上げたわけでございますが、従いまして、勤務年数何年でやめたということを一応想定いたしました。出た資料でございます。勤務年数十年の者が、二十才就職の者、三十才就職の者といふふうに分けて選んだわけでございます。定年退職者の退職金を優遇しろといふことでございまして、定年退職者、大体二十年勤務、二十才から勤めまして五十五才といふところが普通だといふと、一番下の欄を見ていただきますれば、今回の改正によりましてどの程度負担が減るかということがわかると思ひます。現行におきましては、七十万円におきましても、これはもう退職した人たちの年令に關係ございませぬが、一万二千五百円かける。百万円では二万七千三百円、二百万円では十五万円かけてお

たわけでございますが、今回の改正によりまして、二十才就職の者も、二十才就職の者も、三十才就職の者も、七十万、百万円までは、最高百万円と申しましたが、かからない。二百万円の方は現行では十五万円でございますが、今回の改正におきましては全部八万四千六百円となるということでございます。退職時の年令によって税負担が違つておる。勤務年数二十五年のところをとって見ていただきますと、年

とつてやめた方の方が負担は安くなる

とつてやめた方の方が負担は安くなるということが現われております。そこで、その次の、同じ退職所得に關する資料でございますが、制度を讀んでもなかなか計算例がわからないといふようなお話がございまして、どういふふうな計算するかといふのを示したのが(四)の表でございます。一番簡単な例ですが、勤務年数二十五年で退職金二百万円もらつた場合、どういふうな計算例になるかといふことを示しましたのがこれでありませぬ。現行法でございますと、退職金を二百万円と申しますと、特別控除が五十万円。と申しますに、一年につきまして二十万円でございますから、合計五十万円となる。それを引きますと、いきなりこ

では二十万円かける二十五で五十万円と出しておりますが、五十万円を二百万円から引きまして百五十万と(四)欄で出て参りますところが、退職金課税は、御承知の通り、こういう特別がある。こういう特別控除を引いた後を半分にした。この前に源泉徴収でございますので、簡易税額表がございませぬが、それを適用いたしますことになるわけでございます。Dの欄に、二分の一にいたしました現行所得税法の税率をもとにいたしました簡易税額を適用いたしますと、十五万円、かよにならませぬ。

改正案はどうなるかといふことでございませぬが、複雑な方をとりますと、三十才で就職した場合をとりまして、退職金も同じ二百万円になります。特別控除額は九十五万円、九十五万円の根拠はどういふふうになるかと申しますと、「特別控除額の計算」のところ

に示されておりますが、三十才から四十才までの十年間につきましては、一

年当り三万円でございますので、三万円かける十の三十万、四十才から五十才まで、もちろん勤めております、この間の十年につきましては、一年当り四万円でございますから四十万、定年退職でございますので、五十才から五十五才まで、一年当り五万円二十五万、合計九十五万といふふうになります。二百万円から九十五万円引きますと、百五万円が特別控除後の金額になる。で、特別控除後の金額を例によりまして二分の一にいたしますと、これに對しまして簡易税額を計算適用いたしますと、九万五千元。これは平

年度で計算いたしております。これに應じてましてオプション・ワンのところの地方税は、退職金につきまして、同様にこの負担の軽減の割合に應じて減つて参る、こういうところでございます。

その次は、毎年国会に出してあります資料の御要求がありましたわけでございますが、最近の法人の資本金階級別所得金額、あるいは所得階級別法人数、所得金額、これを一つ出して、これ、こういう御要求でございます。昭和三十三年の普通法人につきましては、私どもがサンプル調査から作り上げた資料でございますが、それを示したわけでございます。

第一は、資本金階級別表でございます。これを五十万円未満、五十万円以上、百万円以上といふふうに分け、一番多いのは一億円以上といたしております。法人数は四十二万四千五百七十七でございます。資本金は一兆八千七百二十二億円でございます。所得金額は

八千六百十二億円になっております。それから、一億円以上の方が一番所得金額として大きな割合を占めておりまして、四千七百八十七億、大体五割以上を占めておられるわけでございます。五十万円以上百万円あたりの方のところのウェイトは非常に少ないのでございますが、この所得階級別表で見ただけでございます、この点も同様な傾向が見られるわけでございます。所得金額は五十万円以下を最低といたしまして十億円以上を最高といたします。法人は三十一万七千七百六十七。この法人数が上の欄と違いますのは、備考にございませうように、利益会社のみを掲げ、欠損会社は含まないことにいたしてあります。欠損会社は相当小さい資本金の方には給与でほとんどとりまして、四十二万と三十一万との差十一万ばかりの欠損法人があることを示すわけでございますが、所得総額は八千六百十二億で、十億円以上の方の法人の所得金額が最もウェイトが強い。三割以上を占めておられるわけでございます。十億円以上の所得階級別の所得金額が二千六百二十七億、法人数にいたしますと、十億円以上の法人数は百二十でござい

りまして、三十万円、五十万円、百万円、二百万円、五百万円というものをとりまして、法人と個人との場合の負担比較をいたしましたわけでございます。その算出の根拠となります現行法及び改正案につきましては、その次のページに、法人ならば法人率は幾らか、法人事業ならば幾らで計算したということが、その次にあります。個人も同様に、個人事業税、住民税、詳しく書いてございます。

最も、個人、法人の負担に影響いたしますのは、代表者、あるいは同族関係者と申しますか、代表者の親族でございませうもの給与の見方によるわけでございますが、三十万円の利益の場合には、たとえば代表者の給与は十五万円、妻の給与は七万円、長男の給与は六万円というような仮設例を掲げまして、おのおの給与の金額を一応の仮定のもとに計算してございます。そういったとすると、結果を一番簡単に見ていただきますと、現行法の負担率のB Aというところを見ていただきますと、現行法のみならず、改正法の負担率、これを見ていただくといわけでございます。したが、法人と個人とは大体におきまして、五百万円をこしますと、現行法におきましても改正法におきましても、個人の方が高い。それ以外は、この仮設例だいたいたしますと法人の方が高めである。こういうことがいえるかと思ひます。かりに現行法だけで比較いたしますと、三十万円のところでは、四・七三%というところが、個人だと一・二六%、改正案によりまして、法人ならば四・七%、ところが改正案の個人になりますと〇・二三%、うんと

違つて参ります。百万円では、改正案で比較いたしますと、一九・六九が法人の負担でございますが、個人だと一八・三四という割合が出ておられるわけでございます。もちろん、仮設例で、しかもこれは、カッコ書きにございませうが、利益の半額を配当するもので、こういう仮設例でいたしておられるので、仮設例の取り方では、負担の取り方が違つてくる場合が出てくる場合があります。次は、法人、個人の負担に関連いたしまして、法人成りの割合を表わす資料を一つ出していただきたたい、こういう要求でございましたが、八に、この御要求には私どもの資料では不十分でございませうが、必ずしも完全に、個人企業から法人企業になったというものの調査が昭和二十八年までございまして、その後は詳しくとっておりません。しかしながら、税務当局によりまして、法人の営業状況を調べておりまして、それで申して、大部分は個人企業から法人企業に転換したものが多かと思ひますので、割合を見ていただく意味におきまして、昭和二十八年以降の法人設立件数調べを出してみたいわけでございます。二十八年に八万七千の新設の法人はありましたが、そのうちの六万三千は、個人企業から法人企業へ転換したものである。こういう数字を内書として入れておられます。二十九年以降は新設法人の数でございませう。最近では五万台の数をずっと継続しておられるような状況でございませう。

次は、交際費の資料を出していただきたい、こういう御要求がございませう。交際費も、全体じゃなくて業種別に出していただきたい。そのときにも

私お断わり申し上げたわけでございますが、業種別全体について私どもは資料はない。ただし、私どもは常に交際費の今度の改正案を提案いたしました場合に、研究いたしましたサンプル調査がございませう。これは業種といつても、その業種の中の、各業種に属するすべての企業の法人の交際費の金額をとってないので、必ずしも完全とはいへませんが、私どもの参考になる意味でとりまして、その業種別の業種を少しピックアップして出しましたのが、この資料でございませう。

これは、見ていただきますと、貿易業、卸売小売業、銀行から化学工業と、十業種ばかりの業種をとって見たわけでございます。一番税制上の交際費の否認規定と関連ありますのは、損金不算入額、これと会社が計上いたしましたところの交際費額と、これとの関係が問題になる。B Aでございませうが、これを見ていただきますと、今言えますことは、業種によつて否認割合が相当違う。ともかくも交際費は、御承知の通り、業種によつて相当使用方が違つては当然でございませうが、税制上にこういう否認規定を設けます以上、何らか、一つ画一的な、できるならば業種の実態に應ずるような基準が適当でございませうので、一つの要請も加わりますこともございませうし、また税制上で限度がございませうので、一定の業種に應ずる率と、それから二十年の六割という実績基準と、両方でできる限り実情に即した措置がとられておられますけれども、相当否認の割合が違つていくことがわかるわけでございます。医薬品業の四一・七%、会社

は、十一億、そのうち否認を受けましたものが四億六千というふうなことになる。四一・七%。その次に高めにありますのが、卸売小売業二十一億のうち六億三千というふうなことになる。二九・三%。今回の改正の趣旨が、私どももいたしましては、二十八年の基準で果していいかどうかもう一べん見直す意味におきまして、三十二年十二月までの基準をとつたのは、税金を払いながらこういう交際費を使つていくことをどういうふうに見ていくかということの判断をある程度下し、またその実情に應ずるような改正をいたしたつもりでございませう。

その次は、これも毎年出しておりますところの租税特別措置による減収額試算でございませうが、項目別に分類いたしまして、貯蓄の奨励、内部留保の充実、技術の振興及び設備の近代化、産業の助成、その他として、数といたしましては二十七、うち増収になります。これは交際費課税の特例、これも税制上から見ますと特別措置だと思ひますので、掲げました。六十億でございませうが、それを相殺した九百九十億円が改正後の平年度の租税特別措置による減収額でございませう。なお、必ずしも租税特別措置法に規定のありますところの金額だけではなくて、所得税法に掲げてございませうような特別措置も掲げてございませう。たとえば貯蓄の奨励の中の3生命保険料控除、これを百五十億掲げてございませうが、これももう種々の見方がございませうけれども、貯蓄に対するやはり奨励措置であらうといふふうな趣旨で特別措置の中に入れて

ございませう。その次は、物品税の資料の中で、主

その次は、同じく法人の負担に関連いたしまして、これはもちろんときとき私どもも出しておる資料でございませうが、法人と個人との負担比較をしてもいい。一般的には所得金額が大きくなるか法人の方が得であるかはわかるけれども、なおこまかく一つ出していただきたい、こういう御要求でございました。そこで、一つの仮設例でございませうが、利益金が、個人企業であ

る個人になりますと〇・二三%、うんと

個人になりますと〇・二三%、うんと

個人になりますと〇・二三%、うんと

個人になりますと〇・二三%、うんと

欄、C・Aと申しますのが揮発油税の子算と収入の実績の対比であります。三十年は九八・一％、収入の方が少かった。それから三十一年は一〇六・一％、三十二年は九八・八％、三十三年はことしの見込でございますが、一〇一・七、ほぼとんとんという姿であります。これに比べますと、地方道路税が三十年が一〇六・四、三十一年は揮発油と同じ、三十二年は九八・五、三十三年は揮発油と同じということになっております。課税標準数量は当初の見込みと実績で見ますと、三十年が一〇八・一、三十一年が一〇七・六、三十二年が九五・七、三十三年が一〇一・七ということになっております。

ここでちょっと御説明申し上げておきたいと思ひますのは、三十年は揮発油税が九八・一で、地方道路税が一〇六・四、しかも数量の実績が一〇八・一という、非常なおかしな数字が出ておりますが、これは御記憶の通り、当初の税法改正で、十月から地方道路税を二千万増税をいたしまして四千万にする。当時は一万一千円と二千万という、合計一万三千円でございますが、それを地方道路税を二千万増徴するという案が出たわけであります。それが国会で修正されて、二千万の引き上げが中止になりました。その関係で子算上は揮発油税の欠損が出て、この対策をいたしまして、地方道路税の方の欠陥を生じないようにということ、地方道路税に二月から十月まで、揮発油税を特例として九千万、地方に四千万充てるといふことになりました。その関係で揮発油税収入と地方道路税収入が食い違つておる、課税数量

と実績が食い違つておるといふ結果になったわけでございます。そういう点が、ない三十一年と三十三年は、揮発油税と地方道路税の収入は同じでございます。それから次は、「道路整備五カ年計画」二ページでございますが、これは道路整備五カ年計画の概要でございます。これはお読みいただければその通りでございますが、ちょっと申し上げておきますのは、五カ年計画事業は、五カ年計画全体で八千億、そのほかに地方単独一千九百億があるわけでございまして、一般道路といたしまして六千億、有料道路二千億ということになっておりますが、これは、従来の七千億というやつでは、一般道路が五千五百億、有料道路が一千五百億、それを五百億ずつふやしたのが現在の計画になっております。補助率は、三十三年度の臨時特例が、そのまま三十四年度以降も引き続いて適用されるように改正されるわけでございます。それから、財源措置といたしましては、その下の通りのバランスでございます。揮発油税増税による収入増、一番下から二番目、一千六十八億、五カ年計画全体で一千六十八億の増収をあげます。一般財源は、その上の方にございまして、五カ年計画全体で三百七十七億、三十三年度がすでに五十億出ておりまして、今年度百億、残りの三カ年は揮発油税を三割増徴いたしましたので、三十三年度の額を三割引き上げて、三年分百六十七億という数字になっております。

その次は「税率引上げが自動車関係業者に及ぼす影響（経費増加額の収入運賃額に対する割合）」、これは運輸省の数字をとりまして、ハイヤー・タクシー、定期バス、貸切バス、トラックごとにキロ当りの運賃収入、平均運賃収入をとつたわけでございまして、それに対してキロ当りの揮発油消費量、それに揮発油税の増額分が三番目に出ております。これでキロ当り運賃収入を割りますと、ハイヤー・タクシーの場合は二・八％、定期バス二・九％、貸切バスが二・九％、トラックが二・二％程度の経費増になるということになりました。

四番目は、税率を引き上げると揮発油の価格がどうなるかということでございますが、それは市場の関係でいろいろ影響が違つておりましたが、必ずしもそのままその率だけ価格が上るとは限らないという結果になっております。その例といたしまして、三十一年六月の小売価格がキロリットル当り三万一千六百五十円、これが三十二年三月、ちょうど五千三百円引き上げる直前でございますが、三万七千四百円になりまして、税率引き上げがあった結果四万二千四百円、約五千円は確かに直後は上つております。しかし、六月にはそれが四万一千円に下りまして、三十二年六月、つまり去年の六月及び十月の数字は三万六千四百円、結局、五千三百円引き上げる前の数字よりもむしろ下つております。これは、石油業界がタンカーの関係で過剰生産になつております。結局、前の引き上げは消費者にほとんど影響がないという姿になっておるわけでございます。

次が「なお最近における年度平均価格の推移は次のとおりである」として、小売価格は二十九年に三万八千円、このときに税率を二千万円引き上げた。それから三十年に同じ税率で三万五千円、三十一年に三万三千円と下つております。三十二年の平均が四万円、三十三年は三万六千四百円、こういうふうな揮発油の事情によつてだいたひ値段は違つておるわけでございます。

それから次は「揮発油税負担と道路整備による受益との関係」でございます。これは横山委員の御要求は、揮発油税を引き上げても受益によつて元がとれるというようなことを言うが、実際どうだ、こういうお尋ねであつたわけですが、これはまあ第一に書いてありますように、鮎川構想における受益総額、これは参議院の鮎川先生が、昭和二十六年ころでありましたか、道路を整備すればもうかるのだという研究をされたわけでありまして、その結果でございますが、この鮎川先生の計算によりますと、十一年間で投資の四倍の利益があるという結果が出ております。そこで、鮎川先生の利益の内訳は、次のページに、付表第一に出ておりますが、「直接自動車業者が利益するもの」、走行費節約が三四・二％、交通事故による物的損失の軽減が一・四％、交通事故減少による人的事故費減一・七％、合せて三七・三％というものが直接自動車業者が利益するものでございます。その次に、「自動車業者が荷主、旅客とともに利益するもの」、これは、道路短縮によつて運賃が助かる、疲労軽減によつて利益を受ける。次の資本運用益は、たなほろし資産が減るので資本運用益が出るということ、これが一千二百五十五億円、これは実は自動車業者として荷主とともに利益を得るわけでありまして、これを合計いたしますと五二・五％、「荷主、

旅客が利益することによる輸送量増大等により自動車業者が利益がはね返るもの」、これが二七・三％、これで合せて七九・八％。Dの「一般の利益により自動車業者も利益を受けるもの」、沿道被害の軽減、資源開発道路による利益、これが七・〇％。Eの「純然たる一般利益とみられるもの」、沿道地価値上りによる利益、これが一〇・六％、商品在庫減少に伴う利子節約、これが二・六％、こうやってみますと、まあこのDまでは、自動車業者が確実に利益を受けるわけでありまして、八六・八％でありますから、結局、三・四倍ということになるわけでございます。

それで、大蔵省としても、計算をしないと工合が悪いということで、走行費節約による直接利益額、つまり鮎川先生の言つておられます三四・二％に相当するものは、大蔵省ではじつとどうなるかということをやつてみましたところ、道路の耐用年数を十五年といたしますと、投資額の一・九倍になります。つまり、直接走行利益だけで一・九倍であるということになりますから、全体合せるとやっぱり四倍くらいになるわけでございます。

この計算方法は次の付表に出ておりますが、非常にこまかくなつておりますので、簡単にしておきます。例示として、四ページの(2)に書いてございまして、「この場合、税率引上げによる税負担増加額と増収分により整備した道路による走行費受益額との関係を検討するために、算出例として、昭和三十四年度に増収分にて工事を施行した道路についての翌年度における受益をみ

ると、揮発油税の三十四年度における増税分百九十三億円に対し、昭和三十五年度には二十四億円の走行費が節減できることとなる。この百九十三億円の財源により整備した道路の耐用年数を仮に十五年間とすれば、一年当り十二億八千万円となるから、年走行費節約額二十四億円に比しては一・九倍の利益となる。「以上の計算は、今後各年度における走行台数の伸びを加味していないので、例えば新長期経済計画による、年率一二%の伸びを考慮に入れると実際における利益の倍率はさらに増加するであろう。」これをやりますと三倍ぐらいになるという計算になります。このこまかい計算法の内訳は各付表につけてございますので、長くなりませんから省略いたします。

○委員長(加藤正人君) 資料についての御質問は……。

○大矢正君 この五カ年計画の中で、国の投資額八百億というのが出てくるけれども、下に来て、「五カ年間の所要国費と揮発油税の増税」という計算ができておいて、国費所要額五千三百二十二億円になっているのがね。この八百億という五カ年計画の事業費と、五千三百二十二億円というものの開きは、これは何ですか。

○説明員(吉国二郎君) 五カ年計画の事業費は、一兆円計画のうち、地方単独の事業費を除いた分でございますので、残りは結局国と道路公園と、それから地方の分担金あるいは地方負担分、これとの合計でございます。従いまして、この八百億のうち、一般道路については六千億でございますが、このうち五千億だけが国の負担分で、残りの千九百億、これが地方負担

になります。地方負担は、現在の補助率が高いために、非常に少なくなっているということになるわけでございます。それから有料道路の方は、道路公債あるいは資金運用部資金を借り入れてやるわけでございますが、そのうち道路公園の資金コストを六分程度に押えないと、道路公園の有料道路としての採算が合いませんので、それを出資として補てんをしていくわけでございます。その分が、国費としては三百十二億。従いまして、残りは、二千億から差し引きました一千六百八十八億というものが運用部資金とか道路公債によるわけでございます。

○小酒井義男君 大へんけっこうな資料をいただいて、勉強させていただいたのですが、資料の中に、自動車業者のいろいろな利益率だとか何とかいうのがありますが、業者でない個人の負担がどうなっているかというのとですね。個人、たとえばいろいろな団体等の事業場で使っておるトラックの場合、あるいはオート三輪の場合、そういう小型の車両が一台当り年間どのくらいの消費をしておいて、それがこの結果によってどういう影響を受けてくるかというふうな資料がちょっとないような感じが、そういうものをお作りになったことはありませんか。

○説明員(吉国二郎君) ただいま手もとには持っておりませんが、そういう資料も作っております。自家用車でございますね。ことに小型等につきましては、どこくらい消費があるかという問題について調べておられますが、その場合、一つ御説明申し上げておきたいと思っております。さっき御説明申し上げました付表の第一でございますね。

この受益というのが、自動車業者の場合にしばしばいわれますように、自動車業者の受益というのは、直接利益は三四%しかないのだ、ほかはすべて荷主とか、あるいはその他の者が利益するので、だから自動車業者に利益が全部あるというのはおかしいという議論がございますが、自家用車の場合には、直接走行費はもろんございませぬ。荷主としての受益、あるいは荷主ともどもに利益する、これはみな入っちゃうわけです。ですから、受益関係から申しますと、自家用車の場合は最も典型的に全部受益をするという格好になるわけです。ですから、もちろん、自家用車の走る地域がたまたま整備されてない場合もございませぬし、いろいろ問題がございませぬが、総体として考えますと、自家用車の方がフルに利益を受けるといえるものじゃないか、転機関係というものは、そういう意味で、利益関係は結局同じではなかるか。ただ、負担のふえることは事実でございますが、負担を受益で相殺する関係は、自家用車の方が最も端的に出て参るといふふうに考えております。

○小酒井義男君 本格的な質問は、これがこちらへ衆議院から送付されて、本審議に入るときに質問したいと思っておりますが、今お尋ねをしたような細かい、自家用車のいろいろな車両の種類別の年間の使用量ですね、そうして自家用車が使っているガソリンの年間の総使用量、こういうものの一つ資料をいただきたいと思います。

○大矢正君 それから、今の資料は、小酒井さん申された通り、たとえば自家用車でも三輪車、それからその他の

荷物車、あるいはトラックとかいうふうに分けて使用数量というものを明らかにしてもらいたいし、それからそれ以外に、たとえば農業用のトラクターとかああいものを使っておりましてね、ああいもの数量がどのくらいかというように、分類別に、一つで得る限り克明にこまかく種類をあげて、年間の使用数量の最も近い数を出してもらいたいというものが一つと、それから、これは一つ設例を作ってもらって、たとえば町の炭屋さんが三輪車を一台持って一年間に商売をやるのにどれだけの揮発油が必要だと、そういう場合にはこの増税によってどのくらい過重な負担がかかるかというような、そういう例を一つ、たとえば中小企業の、今私は炭屋の話をしたけれども、そういう小型の三輪車、あるいはトラック、あるいはまたそれ以外にも、たとえばタクシー業者とか、五十台なら五十台持つてやっていると、タクシー業者はどのくらいという、そういう一つの例を設けて、この際ぜひ参考のために資料を出してもらいたいと思っております。

○説明員(吉国二郎君) ただいま御要望の資料、できるだけ作りたいたいと思っておりますが、時間的に合わないものがあるかも知れませんので、及ぶ限り出したいと思っております。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ。
○小酒井義男君 この際お願いがしたいのですが、非常にこの実施の期日等で急がれる理由はわからぬことはありますませんが、これの与える影響というものがきわめてまた広範なものがありますから、鮎川構想を聞いただけではいけませんから、やはり反対のガソリン使用者の意見を私は聞きたいと思うのです。これは業者だけではないに、個人の方もできるだけ各性格の違ったもの、これによって受ける影響はどうなるかというふうな意見をやはり聞きたいので、その参考人をいつでもいいので、その参考人をいつでもいい範囲で呼ぶかと思っておりますが、参考人の意見を聞くことだけは理事会的に御一任をしたいと思います。参考人になりたいということだけお願いをしておきたいと思っております。

○委員長(加藤正人君) それは理事会にお諮りいたします。では、本日はこれをもって散会いたします。
午後四時二十四分散会

三月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(予備審査のための付託は一月三十一日)

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案(衆)

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「使用人の給料」

の下に「納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（その年一月一日現在において年齢十五歳未満である者を除く。）で、当該納税義務者の経営する事業で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものに従事するものが当該事業から支給を受ける給与を含む。但し、その給与の金額が、労務に従事した期間、労務の提供の程度、労務の性質並びに当該事業の種類及び分量等に応じて通常受くべき給与の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分を除く。」を加える。

第十一条の二を次のように改める。
第十一条の二 削除

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の所得税法の規定は、昭和三十四年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、塩業整備臨時措置法案（予備審査のための付託は二月二十五日）

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、音楽、舞踊等の入場税減免に関する請願（第一四九六号）
- 一、鹿児島県鹿屋市に国民金融公庫支所設置の請願（第一五四三号）

第一四九六号 昭和三十四年三月十三日受理
音楽、舞踊等の入場税減免に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ五都民劇場内 小宮豊隆
紹介議員 森中 守義君

現在、国会並びに政府当局においては、入場税法の全面的再検討が行われているが、その意とするところは、課税の均衡とその統一的な運営を期するにあると思考されるから、（一）音楽（オペラを含む）、舞踊、雅楽、文楽、能楽等のうち、「純」と「純」にあらざるものとの差別を撤廃し、これらの入場税率をすべて最高一割に軽減すること、（二）前記のものうち、それらをもつばら研究発表する場合は、入場税を免除すること、（三）現行の入場税担保金は、過去の公演において入場税を完納した実績が三回以上と認められる個人又は団体の催し物に対してはこれを免除すると共に、担保金徴収の限度を最高五割までに軽減すること等の実現を図りたいとの請願。

第一五四三号 昭和三十四年三月十七日受理

鹿児島県鹿屋市に国民金融公庫支所設置の請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉
紹介議員 高野 一夫君

鹿児島県鹿屋市は大隅半島の中心部に位置し当地区政治、経済、文化、交通の中心地であつて南九州総合開発特定地域に指定され、近い将来農産資源の開発発はもち論、林産資源の開発を中心とする工業の進展が期待されているが、金融機関としては鹿児島銀行支店外、三銀行支店信用金庫支店並びに信用組合のみが中小企業者の金融操作を行っている現状であり、従つて中小企業並びに零細企業者に対しては資金の融資等思うに任せず、且つ当市は県の南端に位置し、鹿児島支所利用は不便であつて、今後開発事業の推進による本地区の中小企業の進展性を考慮して、ぜひとも鹿屋市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの請願。